

岩手県農業経営相談所（いわて農業経営相談センター）事業実施要綱

（目的）

第1 本事業は、農業経営の法人化、規模拡大、円滑な経営継承等の多様な経営課題にスピード感をもって対応していくため、関係機関と連携して適切に対応する農業経営に関する相談体制を整備し、経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導による個別経営支援の取組等を行い、農業経営の確立・発展、農業経営の法人化や経営資源の確実な次世代への継承等の促進を目的とする。

（事業内容）

第2 岩手県農業経営相談所（以下「相談所」という。）は、次の事業を行うものとする。

1 経営戦略会議の開催

（1）経営戦略会議は、次に掲げる事業事務の重要な役割を果たすものとし、経営戦略会議での審議、決定等に基づかない活動は、本事業の対象にはならないものとする。

- ① 担い手等の経営状況の診断
- ② 経営支援の方針等を記載した経営戦略の策定・決定
- ③ 経営戦略の実現に向けた個別経営支援を実践するための専門家から構成する支援チームの編成・派遣決定
- ④ P D C A サイクルを活用した経営戦略の見直し
- ⑤ 本事業の事業計画・各種活動指標に係る目標の設定及び実績の取りまとめ
- ⑥ その他、相談所の運営に必要な事項の決定

（2）経営戦略会議は、経営支援を円滑に実施するため、月に複数回開催するものとする。

2 支援チームの編成による専門家派遣

相談所は、法人化や経営改善に関する課題等を有する農業者等に対して、1の（1）で決定した経営戦略に基づき、相談所の現地支援チーム（以下「現地支援チーム」という。）が事業計画作成や法人化に必要な手続、融資相談時の計画策定等を個別に指導・助言を行う際に税理士や中小企業診断士等の専門家を派遣するものとする。

3 経営相談会等の開催

（1）農業経営の総合的な相談窓口

担い手等のライフサイクルに応じた様々な経営課題（農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大、人材確保、資金調達など）について、専門家、行政・公的機関、金融機関等が個別に対応する相談会等。

（2）研修会等の開催

担い手等を対象に、経営課題の解決に資する施策・制度の概要、経営改善（農業経営の法人化、経営継承など）の取組事例、財務・税務、労務管理、経営継承等を内容とする農業経営力の向上に資する研修会等。

4 農業経営法人化支援事業

集落営農または複数経営の法人化、法人同士の統合等による新たな法人の立ち上げなどの農業経営を法人化する取り組みに対して、1取組当たり定額40万円を助成。

5 災害対応（営農再開に向けた支援）

被災農業者に対して、現地支援チームを中心に個別訪問によって状況を把握し、専門家派遣等により農業経営の再開に向けた相談活動を実施するものとする。

（重点指導農業者の選定）

第3 現地支援チームは、担い手等の経営課題の解決をはかるアドバイスやフォローアップ等の伴走型支援を実践するため、以下により、市町村ごとに重点指導農業者の候補者を選定する。

- 1 現地支援チームは、専門家の支援を受けようとする担い手等から相談所内で指導に必要な情報等を共有することの了承を得て、候補者を選定して、別紙様式第3号「相談カルテ」を作成し、別紙様式第1号により相談所に報告する。
- 2 相談所は、経営戦略会議を開催して、重点指導農業者を決定する。
- 3 相談所は、重点指導農業者を決定した時は、別紙様式第2号により遅滞なく対象となった担い手等に通知する。

（経営状況の診断）

第4 相談所は、経営改善をはかるために経営戦略の策定が必要となる担い手等の経営状況を把握するため、専門家等による経営診断を実施する。

経営診断の対象者は次のとおり。

- ①重点指導農業者
- ②相談窓口で受け付けた相談のうち、課題解決に向けて専門家の派遣等の支援が必要な担い手等（重点指導農業者を除く。）

（補助金の交付）

第5 農業経営法人化支援事業による補助金の交付については、別記1により行う。

（経費の負担）

第6 専門家の派遣に要する経費は、予算の範囲内で相談所が負担する。

（その他）

第7 その他、本事業の実施に必要な事項は相談所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年5月16日から施行する。
- 3 この要綱は、令和元年6月27日から施行する。
- 4 この要綱は、令和元年11月13日から施行する。

(別記1)

農業経営法人化支援事業

第1 趣旨

地域において将来にわたって農地を維持管理できるよう、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する特定農業法人の設立に加え、集落営農法人の広域合併、集落営農によるその営農活動をサポートする法人連合体の立ち上げ、農地の保全を担う組織と農業生産を担う組織との分社化等、各地での新たな動きを支援します。

第2 交付対象者が備えるべき要件

交付対象者は、次の1から3までを全て満たした組織経営体とする。

- 1 経営改善を支援する取り組みによる経営相談・診断を踏まえて設立された法人であること。
- 2 構成員が複数戸であること。
- 3 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 複数戸により設立された法人または法人同士により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている、または地域から雇用していること。
 - (2) 集落等を単位とした農作業受託組織を基礎として設立された法人であること。
 - (3) 複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人であること。

第3 経営相談・診断の取組

相談所は、相談所の事業等による経営相談・診断によって、法人化に当たっての課題を明らかにしたうえで、経営課題の解決に向けた経営戦略を作成し、その進捗状況を記録・管理する。

第4 法人化後の伴走型支援

相談所は、法人化後の経営課題に対応するため、交付対象者を重点指導農業者に位置付け、伴走型支援を実施する。

第5 交付手続

- 1 交付対象者は、別紙様式第4号に定める「農業経営法人化支援事業補助金交付申請書(法人化)」を作成し、登記事項証明書を添付して現地支援チームを経由して相談所に提出する。
- 2 相談所は、交付対象者から提出のあった交付申請書および添付書類の内容を確認し、第1に定める要件を満たす場合は、交付決定を行い、交付対象者に対し、別紙様式第5号に定める「農業経営法人化支援事業補助金交付決定通知書」により通知し、補助金を交付する。
- 3 相談所は、事業実施年度の3月31日までに交付対象者に補助金を交付する。

(別紙様式第1号)

年 月 日

岩手県農業経営相談所所長 様

〇〇農業改良普及センター所長

重点指導農業者の候補者の報告について

岩手県農業経営相談所事業実施要綱第3の1の規定に基づき、〇〇年度の重点指導農業者候補者を別紙のとおり報告します。

<添付資料>

- ① 〇〇年度重点指導農業者候補者一覧表 (別紙様式第1-1号)
- ② 相談者カルテ (別紙様式第3号)
- ③ 個人情報の取扱い (別紙様式第1-2号)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業経営者総合サポート事業に係る個人情報の取扱いについて

農業経営相談所は、農業経営者総合サポート事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農業経営相談所は、本事業による経営相談・診断や経営戦略会議での審査・検討、相談カルテの作成、国への報告等で利用するとともに、本事業等の実施のために、次の関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。

なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認のため連絡を行う場合があります。

関係機関	国、岩手県、市町村、農業協同組合、(公社)岩手県農業公社、(一社)岩手県農業会議、(株)日本政策金融公庫、岩手県信用農業協同組合連合会、岩手県農業農村指導士協会、岩手県農業法人協会、いわて6次産業化支援センター、(公財)いわて産業振興センター、(一社)岩手県中小企業診断士協会、東北税理士会岩手県支部連合会、岩手県社会保険労務士会
専門家	税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、弁護士、弁理士 行政書士、司法書士、大学教授、農業法人経営者、食のプロフェッショナルチームアドバイザー、産業創造アドバイザー

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

平成 年 月 日

(個人・法人・組織名)

氏名 (代表者名)

印

(別紙様式第2-1号)

岩農中 SC 第 号
年 月 日

(組織名・代表者名、農業者名) 様

岩手県農業経営相談所
事務局 岩手県農業協同組合中央会
代表理事会長 久 保 憲 雄

重点指導農業者の決定について

岩手県農業経営相談所事業実施要綱第3の3の規定に基づき、〇〇年度の重点指導農業者に決定しましたので通知します。

(別紙様式第2-2号)

岩農中SC第 号
年 月 日

〇〇農業改良普及センター所長 様

岩手県農業経営相談所所長
事務局 岩手県農業協同組合中央会
代表理事会長 久 保 憲 雄

重点指導農業者の決定について

岩手県農業経営相談所事業実施要綱第3の3の規定に基づき、〇〇年度の重点指導農業者を別添決定通知(写)のとおり決定しましたので、対象者にご通知願います。

(別紙様式第4号)

年 月 日

岩手県農業経営相談所所長 様

(住 所)
(法 人 名)
(代表者名)

○年度 農業経営法人化支援事業補助金交付申請書

下記のとおり法人化しましたので、岩手県農業経営相談所事業実施要綱の別記1第4の1の規定に基づき、農業経営法人化支援事業の補助金の交付を申請します。

記

- 1 法人名
- 2 法人設立登記年月日
- 3 構成員数
- 4 経営面積
- 5 振込先

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義
		普通・当座	

(添付資料)

- ①登記事項証明書
- ②集落営農法人以外は、上記に加え、地域からの農地の利用権設定等や雇用が分かる資料（農地台帳、雇用契約書の写し等）

(別紙様式第5号)

岩農中 SC 第 号
年 月 日

法人名

役職名、代表者名 様

岩手県農業経営相談所
事務局 岩手県農業協同組合中央会
会長 久保 憲 雄

○年度 農業経営法人化支援事業補助金交付決定通知書

岩手県農業経営相談所事業実施要綱別記1の第4の2の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付することを決定したので、通知します。

記

- 1 法人化支援 400,000円
- 2 交付予定年月日 年 月 日

